

## 地域防災計画（原子力災害対策編）修正要旨

## 第 1 章 総則

項目	頁	修正要旨
第 5 節 計画の基礎とすべき災害の想定等	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の対象となる原子力事業所について、敦賀 1 号炉、高速増殖原型炉もんじゅ、美浜 1、2 号炉の運転停止等に伴う修正</li> <li>・高浜 3、4 号炉について、炉心燃料情報を更新</li> </ul>
第 9 節 防災関係機関の事務または業務の大綱	11 12 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滋賀県警察原子力災害警備計画との整合を取るための修正</li> <li>・国関係機関に係る記載の適正化</li> <li>・指定地方行政機関の名称統一および防災マニュアル等との整合を取るための修正</li> </ul>

## 第 3 章 緊急事態応急対策

項目	頁	修正要旨
第 2 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保	43	<p>第 1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生 of 通報を行うべき数値が検出された際の連絡先について、適正化</li> </ul> <p>第 2 応急対策活動情報の連絡等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業者からの連絡方法等について、適正化</li> </ul>
第 4 節 住民等への情報伝達・相談活動	55	<p>第 1 住民等への情報伝達活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県から各市町への伝達手段について、適正化</li> </ul>
第 5 節 避難、屋内退避等の防護措置	59	<p>第 3 避難、屋内退避等の防護措置の実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文言の適正化</li> </ul> <p>第 4 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒事態発生時に、UPZ 内に滞在する一時滞在者に帰宅を呼びかけることを追加</li> </ul>

別添 1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について

項目	頁	修正要旨
表 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲について	82	・原子力災害対策を重点的に実施すべき地域について（敦賀発電所、原子炉廃止措置研究開発センター）の高島市地域に、北生見、南生見を追加